

## 桶川市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成23年3月29日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、桶川市立小・中学校における特別支援学級に就学(通級を含む。以下同じ。)する児童又は生徒の保護者に対し、その就学に伴う必要な費用の一部(以下「就学奨励費」という。)を支給し、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

(受給対象者)

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、桶川市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学させる児童又は生徒の保護者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条に基づき区域外就学の場合を含む。以下「保護者」という。)で、保護者の属する世帯の前年の収入額が需要額の2.5倍未満の者とする。ただし、桶川市就学援助費受給者を除く。

2 前項に規定する収入額及び需要額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について(平成30年29文科初第1770号文部科学省初等中等教育局長通知)によるものとする。

(支給対象経費)

第3条 支給対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験及び実習材料を含む。)の購入に係る経費
- (2) 通学用品費 小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入に係る経費
- (3) 校外活動費 宿泊、日帰りいずれも1年度各1回で、児童又は生徒が学校行事として校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直

接必要な交通費及び見学料

(4) 修学旅行費 児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

(5) 体育実技用具費 中学校の第1学年に在学する生徒で、体育の授業の実施に必要な柔道着の購入費

(6) 新入学児童又は生徒学用品費 小学校又は中学校に入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(7) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費

(8) 交流学习交通費 児童又は生徒が交流学习に参加するため直接必要な交通費

(9) 通学に要する交通費 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(受給申請)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書(様式第1号。以下「申請書」という。)に前年の収入を証明する書類を添付し、児童又は生徒の在学する学校長(以下「学校長」という。)に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定に基づき保護者から提出された申請書を確認し、桶川市教育委員会に提出しなければならない。

(認定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請があったときは、その内容を審査し、認定を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の認定を行ったときは、その認定結果通知書を申請者及び学校長に通知しなければならない。

(受給の開始)

第6条 就学奨励費の認定を受けた者(以下「受給者」という。)の受給の開始は、申請のあった日の属する月からとする。

2 年度の途中で退級したときの受給の終了は、退級した日の属する月までとする。

(支給額)

第7条 第3条各号に掲げる支給対象経費に係る支給額は、教育委員会が予算の範囲内で定めるものとする。

(支給の方法)

第8条 就学奨励費支給に係る事務及び現金の受渡しは、次に掲げるとおりとし、学校長を経由して行う。

2 教育委員会は、就学奨励費を保護者の指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

3 就学奨励費の支給時期については、原則として7月、12月及び3月とする。

4 第3条に規定する支給対象経費のうち未納がある場合は、直接当該学校長の口座に振り込むことができるものとする。

(認定者の異動)

第9条 学校長は、年度途中で転校、生活保護への変更又は就学奨励費の辞退の申出があった認定者がいた場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、既に支給した就学奨励費のうち、過払い分の戻入金を教育委員会へ返還させるものとする。

(認定者の取消)

第10条 教育委員会は、受給者が偽りその他不正な方法により就学奨励費の認定を受けたと認めるときは、その認定を取り消し、既に支給した就学奨励費がある場合は、その全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、

教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月20日教育長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。